Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-09-10

刑事分野の新たな弁護士活動分野における基盤と課題 : 犯罪被害者支援と治療的司法に関する面接調査による予備的検討

宮澤, 節生
大塚, 浩
橋場, 典子

(Citation)
神戸法學雜誌,74(4):1-55

(Issue Date)
2025-03-26

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/0100494101

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100494101

KOBE UNIVERSITY

神戸法学雑誌第七十四巻第四号二〇二五年三月

刑事分野の新たな弁護士活動分野における基盤と課題
――犯罪被害者支援と治療的司法に関する面接調査による予備的検討――

宮澤節生・大塚　浩・橋場典子

序章．本稿の背景・対象・課題

宮澤　節生

1．本稿の背景

本稿は、宮澤を代表として2017年に結成された「刑事分野弁護士活動研究会」[(1)]（以下「本研究会」）が、日本学術振興会の科学研究費補助金[(2)]と日弁連法務研究財団の研究事業指定[(3)]によって行った、刑事分野における弁護士活動の高度化と多様化に関する調査の一部を報告するものである。ここで「高度化」というのは、1990年代までの日本の刑事弁護は、弁護士の活動に対する法的制約

(1)　2020年時点でのメンバーは、宮澤の他（50音順）、菅野昌彦、久保山力也、畑浩人、平山真理、武士俣敦、武蔵勝宏であり、後に高平奇恵が加わった。さらに、秋田真志弁護士と西村健弁護士からたびたびご助言を得た。

(2)　基盤研究（B）「刑事分野弁護士活動における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的研究」（18H00803、2018年度～2020年度）。研究費の申請と管理については、龍谷大学に嘱託研究員に採用していただき、多大のご協力を得た。

(3)　研究事業156号「刑事分野に注力する弁護士の業務形態に関する面接調査」（2022年～2024年）。本稿は、同研究における研究員等との議論の内容をふまえているが、本稿の内容に関する責任は著者らのみにある。

と検察官の権限の大きさとによって、多くの場合検察官協調的なものであるという評価を受けていた[(4)]ことを踏まえて、刑事弁護が当事者対立構造の下における依頼者（被疑者・被告人）の立場を熱心に主張する、いわゆる「熱心弁護」（zealous advocacy）[(5)]の方向でいかに高度化されてきたかを解明しようという視点である。これは「伝統的刑事弁護」への関心と呼んでよいであろう。

それに対して「多様化」は、「犯罪被害者支援」、「修復的司法」（restorative justice）、「治療的司法」（therapeutic justice）など、「伝統的刑事弁護」とは明らかに異なる方向性をもった弁護士活動に対する関心を意味する。そこには、さらに、「伝統的刑事司法」のひとつの形態として、インターネットを使って大々的に依頼者を集めようとする「ネット集客型法律事務所」における刑事弁護を加えることもできるであろう。

調査プロジェクトは、以下の7つの段階で行われた。

［第一期インタビュー］2018年5月～2019年1月

まず「高度化」への関心に基づいて、助言者弁護士から刑事弁護で定評のある弁護士をスノーボール的に紹介していただき、6都府県で22件の対面インタビューを行った。都市型公設事務所と法テラスは、比較のために必ずしも刑事弁護に注力していない事務所も含めた。インタビューは、予め質問事項を送付したうえで、宮澤が必ず参加し、他のメンバー1名も参加することを原則とした。インタビューは毎回1時間から1時間半で、録音反訳を対象弁護士に点検していただいてデータとして確定した。この手順は、その後のインタビューでも一貫して採用した。これらのインタビューに基づく予備的検討は、宮澤他（2019）で行った。

［第二期インタビュー］2019年2月～8月

第一期と同じ関心と手順で、13都道府県で24件のインタビューを行った。第一期データの要約に第二期データを追加した報告を、宮澤他（2020）で行った。

---

(4)　ジョンソン（2004：90-114）。

(5)　「熱心弁護」という概念を日本の刑事弁護に適用することの可否について、宮澤他（2019）63-67頁（宮澤担当）。

［第三期インタビュー］2019年2月～8月

第一期と同じ関心と手順で、8都道府県で11件のインタビューを行った。

［ウェブ調査］2020年3月～4月

スノーボール式のインタビュー調査では代表性のあるデータは収集できないので、刑事分野弁護士活動を弁護士業務の全体構造の中に位置づけて分析することを目的として、全国の弁護士のランダム・サンプル4,672人に対するウェブ調査を行った。調査は武士俣敦の指揮で行われ、914人の有効サンプルを得た。この結果は2021年から2022年にかけて、3本の論文（武士俣他2021a；同2021b；宮澤2022a；同2022b）で公表した。

［第四期インタビュー］2020年8月～12月

ウェブ調査において、業務時間の25％以上が刑事分野であると回答した者に対してインタビュー調査を受ける意図も回答してもらったところ、20数名から同意があったので、主としてズームによって、12都道府県で21件のインタビューを行った。この段階で初めて、「ネット活用型法律事務所」や官公庁所属で刑事弁護に従事する者や、犯罪被害者支援に注力する弁護士が発見された。

［第五期インタビュー］ 2021年5月～8月

「多様化」に関するデータを補強するため、インタビュー済みの弁護士から紹介していただくスノーボール方式で対象弁護士を発掘し、主としてズームにより5都府県で12件のインタビューを行った。

［第六期インタビュー］2023年5月～7月

コロナ禍が一応終息したので、「犯罪被害者支援」と「治療的司法」について、関連文献で弁護士を抽出し、主として対面によって、3都府県で12件のインタビューを行った。日弁連法務研究財団からの研究費は、この段階で使用した。

以上が、本稿の背景となっている調査プロジェクトである。

2. 本稿の対象：「犯罪被害者支援」と「治療的司法」

「ネット集客型法律事務所」に所属する弁護士は合計4名にすぎないため、本稿では割愛する。また、「修復的司法」は、2000年代初頭から文献が現れてい

る[6]にもかかわらず、面接に応じてくれた弁護士の中にそれを実践する者は皆無であった。修復的司法に関する論稿を執筆している弁護士に尋ねたところ、実践者はほとんど見られないということなので、やはり割愛することにした。

それらに対して、「犯罪被害者支援」[7]については、第五期で4人、第六期で4人、合計10人のインタビューが行われ、「治療的司法」[8]については、第五期で5人、第六期で6人のインタビューが行われた。10人あるいは11人では、統計的分析は不可能であるが、それぞれの中で複数の異なるパターンを発見することはできるであろう。

なお、これら2つの業務分野のうち、「犯罪被害者支援」については、いくつかのサーヴェイ・データが存在する。

まず、日本弁護士連合会が10年毎に行っている弁護士の経済基盤に関する調査である。2010年の調査では、39の業務分野の各々に費やした時間の割合が、「まったく時間を使わなかった」から「非常に多くの時間を使った」までの5件法で回答を求めている（問18）。「犯罪被害者支援」は「刑事弁護」「少年事件」と並んで刑事分野に挙げられており、「非常に多くの時間を使った」「かなりの時間を使った」「ある程度の時間を使った」の合計は、1,540の有効回答の2.8%であった（日本弁護士連合会2011：268）[9]。それに対して、2020年の調査では「ほとんど・まったく時間を使わなかった」から「多くの時間を使った」までの3件法で回答を求めており（問13）、「多くの時間を使った」と「ある程度の時間を使った」の合計は、1,969の有効回答の6.2%であった（日本弁護士連合会2021：220）[10]。回答カテゴリーが異なるので厳密には比較できないが、「犯罪被害者支援」に従事する弁護士は、まだきわめて少数ではあるが、増加傾向に

---

(6)　たとえば、高橋（2003）。最近では、山田（2023）。
(7)　被害者学の文献は1970年代から多数著されているが、弁護士に焦点を合わせた最初期の文献としては、宮澤・国松（2000）。
(8)　最初期の著作として、指宿（2018）。
(9)　刑事弁護は46.3%で、少年事件は11.6%。
(10)　刑事事件は50.0%で、少年事件は11.8%。

はあるように思われる。

ただし、「犯罪被害者支援」を「刑事弁護」「少年事件」と並列的に論じることには留保が必要である。なぜならば、弁護士活動全体の中に位置付けて見るとき、「犯罪被害者支援」を「刑事弁護」や「少年事件」に接続したものと位置付けることは不適切に思われるからである。まず、宮澤を代表者として2006年に結成された「弁護士社会構造研究会」が2008年に日弁連法務研究財団の委託を受けて行った全国弁護士のランダム・サンプルに対する郵送調査では、37の業務分野に対する業務時間配分に関する5件法の回答について階層クラスター分析を行った結果[(11)]、「犯罪被害者支援」は、全国では「少年犯罪」と同じクラスターを形成しているが、「刑事弁護」とはかけ離れており、大規模会（東京三会と大阪）では、単独で孤立したクラスターを形成しており、「刑事弁護」と「少年事件」を含むクラスターからはかけ離れていた（宮澤他2011：214、221、武士俣敦担当）。続いて、上記の2010年経済基盤調査に対して同じ階層クラスター分析を行った結果では、「犯罪被害者支援」は「刑事弁護」と「少年事件」の近くに現れていたものの、同じクラスターには属していなかった（佐藤・濱野2015：42、武士俣敦担当）。さらに、上述した今回のプロジェクトにおけるウェブ調査で、「被害者支援」「刑事弁護」「少年付添い」を私選と国選に分け、それに「民事大企業」「民事中小企業」「民事個人」「民事官公庁」を加えた10の業務分野に対する回答（問11）で階層クラスター分析を試みたところ、「被害者支援」の私選・国選は独自のクラスターを形成していて、「刑事弁護」「少年付添い」の4分野とはかけ離れていた（宮澤2022：82、上石圭一担当）。

したがって、「犯罪被害者支援」の基盤と課題の検討においては、とくに「伝統的刑事弁護」の基盤と課題との異同に注目することが不可欠であろう。

それに対して、「治療的司法」の普及状況を定量的に把握したデータはまだ存在しないようである。今回のプロジェクトで行ったウェブ調査では、上記の業務分野のほかに「その他の刑事分野」というカテゴリーを設けて、その選択者

---

(11)　有効回答は、分野によって247から281。

には具体的記入を求めたのであるが、「治療的司法」や、共通性が高いと思われる「司法ソーシャルワーク」[(12)]などを記載する者は皆無であった。したがって、「治療的司法」に該当する活動を行っている弁護士の絶対数は、まだ「犯罪被害者支援」よりも少数であると考えてよいであろう。しかし、最近、「熱心弁護」に先進的に取り組んでいる弁護士たちが多く寄稿していると思われる刑事弁護専門誌において、実質的に「治療的司法」の可能性と留意点を検討していると評価しうる特集（特集 2024）が組まれたことが端的に示すように、「伝統的刑事弁護」との連続性は「犯罪被害者援助」よりもはるかに大きいと思われる。

3. 本稿の課題

本研究会はすでに、「刑事弁護」の「熱心弁護」の方向への「高度化」という関心から、「熱心弁護」に従事しているという評価を有する弁護士たちをインタビューし、［第一期］と［第二期］のインタビューによって、彼らが認識する「高度化」の状況、その基盤（要因）、そして課題について予備的な検討を行った（宮澤他2019；2020）。基盤として検討されたのは、制度面について言えば、裁判員裁判の導入を見据えた被疑者国選制度の創設と拡充、裁判員裁判の導入自体、取調べ可視化の導入などであり、弁護士会内部の努力について言えば、登録制度や研修制度が該当し、組織面で言えば、都市型公設事務所や法テラス法律事務所の状況が検討された。そして、今後の課題については、「刑事弁護」の担い手の中心が今後も一般法律事務所の弁護士であり続けるであろうという見通しから、「刑事弁護」の水準の高さと比重の大きさでとくに注目すべき「ブティック事務所」の経済的基盤を検討し、私選事件を安定的に確保することに必要性を指摘した。その観点から、「ネット集客型事務所」が一般法律事務所よりもはるかに高額の報酬ではるかに多数の私選事件を引き付けていると思われることに着目した。我々がインタビューした弁護士たちのほとんどは、インターネットの効用は理解しながらも、「ネット集客型法律事務所」が提供してい

(12)　最初期の著作として、千葉県社会福祉会・千葉県弁護士会2018)。

る「刑事弁護」の方向性や水準に対する反発からインターネット利用に消極的であることに対して、より適正な水準の報酬でより多くの私選事件を自己の後輩弁護士たちが確保しうる方策を講じる必要性を指摘した。

本稿の課題は、それと同様な分析を「犯罪被害者支援」分野と「治療的司法」分野で業務に従事している弁護士たちについて行い、それぞれの活動の基盤と課題を検討することにある。以下、本論に進むことにしたい。

［参照文献（姓・団体名の50音順）］

指宿信監修（2018）『治療的司法の実践―更生を見据えた刑事弁護のために―』第一法規。

佐藤岩夫・濱野亮編（2015）『変動期の日本の弁護士』日本評論社。

デイビッド・T・ジョンソン（2004）『アメリカ人のみた日本の検察制度―日米の比較考察―』シュプリンガー・フェアラーク東京。

高橋則夫（2003）『修復的司法の探求』成文堂。

千葉県社会福祉会・千葉県弁護士会（2018）『刑事司法ソーシャルワークの実務：本人の更生支援に向けた福祉と司法の協働』日本加除出版。

特集（2024）「シームレスな支援の実現と弁護人の役割」季刊刑事弁護119号10-77頁。

日本弁護士連合会（2010）「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2010」自由と正義62巻6号。

日本弁護士連合会（2021）「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2020」自由と正義72巻8号。

武士俣敦・上石圭一・久保山力也・宮澤節生（2021a）「裁判員裁判時代の刑事分野弁護士活動の高度化・多様化と我が国弁護士界の社会構造― 2020年全国弁護士ウェブ調査第1報―」福岡大学法学論叢65巻4号895-968頁。

武士俣敦・久保山力也・上石圭一・畑浩人・高平奇恵・池永知樹・宮澤節生（2021b）「刑事分野における弁護士活動の高度化と多様化に関する総合的分析―2020年全国弁護士ウェブ調査第2報―」福岡大学法学論叢66巻2号

641-751頁。
宮澤浩一・国松孝次監修（2000）『講座被害者支援3　犯罪被害者と弁護士』東京法令出版。
宮澤節生・武士俣敦・石田京子・上石圭一（2011）「日本における弁護士の専門分化―2008年全国弁護士調査第2報―」青山法務研究論集4号193-281頁。
宮澤節生・平山真理・菅野昌史・武蔵勝宏・上石圭一・橋場典子・大塚浩（2019）「ミニ・シンポジウム：刑事弁護の高度化に関する予備的検討―プロジェクト1年目の面接データによって―」青山法務研究論集18号61-221頁。
宮澤節生・平山真理・菅野昌史・大塚浩・橋場典子・上石圭一（2020）「連載：刑事弁護の変化と課題―インタビュー調査による予備的検討―（1）～（4）」季刊刑事法学101号133-141頁～104号175-184頁。
宮澤節生編（2022a）「弁護士業務全体における刑事弁護の位置付けと刑事弁護の高度化に寄与する要因に関する弁護士たちの認識―ウェブ調査とインタビュー調査の再分析―」神戸法學雑誌72巻3号57-218頁。
宮澤節生（2022b）「「ネット活用型法律事務所」に所属する若手弁護士の状況とその一般的インプリケーション―調査票データによる予備的検討―」青山法務研究論集20号31-46頁。
山田由紀子（2023）『対話の会20年の修復的司法実践：被害者加害者対話から』成文堂。

第1章．犯罪被害者支援における弁護士活動の展開と課題

大塚　浩

はじめに

本稿は、弁護士活動としての犯罪被害者支援分野の歴史的展開について概観したうえで、本研究プロジェクトにおいてインタビュー対象となった、犯罪被害者支援に注力する弁護士10名のインタビュー調査にもとづく分析を行うも

のである[13]。

犯罪被害者支援に一定程度のエフォートを投入する弁護士とはどのような人々なのか、事件割合、報酬、受任経路、委員会所属、支援活動の成果についての認識、被害者支援分野の抱える課題をどうとらえているか、「伝統的刑事弁護」（第2章参照）との関係はどうなっているのか、それとの緊張関係を弁護士はどうとらえているのか、といった視点から分析を加えていく。

そのうえで最後に、弁護士活動としての犯罪被害者支援分野の発展の可能性について考察を加えよう。

1. 犯罪被害者支援の誕生

欧米では、1960年代から被害者補償制度が整備されはじめ、日本でも、1974年の三菱重工本社爆破事件を契機とする1980年の犯罪被害者等給付金支給法により国による犯罪被害者の経済的支援が開始された。その後、2000年前後以降、日本では犯罪被害者支援に関する新たな制度の導入や運動団体の発足が相次ぎ、この時期以降犯罪被害者支援の動きが活発化しはじめたといえる。

警察庁では、1996年、犯罪被害者対策要綱を策定、被害者対策室の設置や被害者等連絡制度を導入し、検察庁では、1999年、被害者等通知制度を開始した。そして、日弁連は、1997年、犯罪被害回復制度等検討協議会を設置し、1999年には「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」の公表とともに、犯罪被害者対策委員会（のちの犯罪被害者支援委員会）を設置した。この動きは各単位弁護士会にも広がり、相談体制等が強化されるなど、この時期以降弁護士が本格的に犯罪被害者支援分野に関わるようになってきた。

---

(13)　質問項目は、被害者支援に携わるようになった動機・経緯、被害者支援の内容、業務全体における被害者支援の比重、伝統的刑事弁護との関係、一般民事分野との関係、被害者支援における国選比率と事務所経営への寄与、犯罪被害者支援委員会との関係、行政・外部団体との関係、職業満足度と犯罪被害者支援への影響等である。

2000年になると、いわゆる犯罪被害者保護二法（刑訴法等改正および「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」）により、証人尋問における付き添いや遮蔽措置、ビデオリンク方式などの２次被害防止措置が導入された。その後、被害者への刑事手続関係情報提供にとどまらず、手続参加の拡充が犯罪被害者運動によって強く求められることとなり、2007年の刑訴法改正による犯罪被害者の公判在廷、情状証人尋問、被告人質問、弁論意見陳述などの導入に進んでいくことになったのである。

2. 犯罪被害者支援の社会運動

犯罪被害者支援の社会運動について、まず最初に触れておくべきなのが、その政策決定への影響力の際立った高さである。

1998年、「全国被害者支援ネットワーク」が設立されて全国的な犯罪被害者支援ネットワークが形成され始め、2000年には、「全国犯罪被害者の会（あすの会）」[(14)]が発足した。この「あすの会」は、2004年の犯罪被害者等基本法の制定および2007年の刑訴法改正による被害者参加制度の導入に強い影響を与え、自らも犯罪被害者遺族である弁護士をリーダーに活発な活動を展開していた。被害者参加制度の導入において法制審議会刑事法部会がたたき台としたのは、「あすの会」の策定した訴訟参加制度案要綱であり、被害者参加制度そのものの制度化にこの運動団体が深く関与していたのである。この「要綱」は犯罪被害者に訴因変更請求権や証拠調べ請求権、上訴権をも認める内容を含んでおり、実際に実現した被害者参加制度より一層踏み込んだ主張から構成されていた。なお、「あすの会」は、2018年に活動を終了していたが2022年に「新あすの会」として再発足している。

宮澤節生によれば、「あすの会」は代表幹事と同じ単位弁護士会に所属する保守系政治家などを通して立法過程へのアクセスを確保することに成功し、同時

(14)　https://www.navs.jp/（2024年6月17日最終閲覧）。

にマスコミの関心を引き付けて世論の支持を取り付けた結果、立法過程において、2000年の少年法改正と犯罪被害者保護二法制定、2001年の危険運転致死傷罪新設、2004年の刑法改正と犯罪被害者等基本法制定、2007年の少年法改正などの成果を獲得したという[(15)]。

また、宮澤は「あすの会」の活動は、「政府を批判しながら政府に期待し、保守系政治家の支持を得て政府の権限強化を引き起こすという、ポピュリズム刑事政策の特徴を典型的に示している」として、批判的な評価も示しているが、このような視点は、実務家、特に刑事弁護を重視する者の間でもある程度共有されているものであり、被害者支援運動ないし被害者支援弁護士との間でのある種の緊張関係の背景となっていると思われる。

3. 弁護士会による犯罪被害者支援の展開

次に、日弁連の取り組みについて簡単に整理しておこう。1999年、日弁連に犯罪被害者支援委員会が発足し、2003年の第46回人権擁護大会では、「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」が採択された。2013年には、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書」、2017年には第60回人権擁護大会で「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」が採択され、「国及び地方公共団体に対し、迅速かつ確実な損害賠償の実効性の確保、犯罪被害者等補償法の制定、公費による被害者支援弁護士制度の創設、性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターの各都道府県への設立とそれに対する全面的な財政的支援」を求めることとなった。

その後、すべての都道府県でワンストップ支援センターの設置がなされたことに加え、全国の自治体での犯罪被害者支援条例制定の動きも広がっており、また、国選被害者参加弁護士制度など国費による犯罪被害者支援制度も実現に

(15)　宮澤（2007）。

至っている[16]。

4. 犯罪被害者支援における弁護士活動と国選被害者参加制度

個別に弁護士が行う犯罪被害者支援の具体的内容は、『弁護士白書2021年版』で、1. 手続に関する説明、2. 告訴状作成、3. 事情聴取等の付添、4. 加害者との示談交渉の代理、5. マスコミ対応、6. 損害賠償請求、7. 被害者参加弁護士としての活動の7項目がリストされている。2008年から開始された「被害者参加制度」に関しては、先に述べたように、加害者とされた者に対する刑事裁判の手続に犯罪被害者が参加する際、被害者参加弁護士として活動するものであり、私選での受任以外に国選被害者参加弁護士制度も導入されるに至っている[17]。

この国選被害者参加弁護士制度は、具体的には、犯罪被害者支援に関する活動における弁護士費用などについての立替え・援助の制度として整備されている。経済的に余裕がない被害者参加人が、弁護士（被害者参加弁護士）による援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担するのである。資力要件は、現金、預金などの資産の合計額から、当該犯罪行為を原因として、選定請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費など）を差し引いた額が200万円未満である場合とされた。被害者参加人は、裁判所に対し、法テラスを経由して被害者参加弁護士の選定を請求し、法テラスでは、被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行う[18]。

（16）日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会編（2020）。
（17）日本弁護士連合会編著（2021）。
（18）法テラスHP（https://www.houterasu.or.jp/site/higaishashien/hanzaihigai-seido-4.html）2024年6月2日最終アクセス。

5. 犯罪被害者法律援助

調査対象弁護士へのインタビュー中たびたび言及された「犯罪被害者法律援助（以下、日弁連委託援助）」は、日本弁護士連合会が受けたしょく罪寄附と、日本弁護士連合会が弁護士から集めた会費により運営されるものであり、殺人、傷害、監禁、強制わいせつなど生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けたか、またはその親族若しくは遺族が、刑事裁判、少年審判等手続、行政手続に関する活動を希望する際に、弁護士費用等を援助する制度である。本制度を利用するには、上記対象者の要件に該当する他、申込者が以下の資力要件を満たし、事件について弁護士に依頼する必要性があり、且つ、相当性があると判断されることが必要である。なお、この制度の資力要件は、申込者の資力（現金、預金などの流動資産の合計額）から、当該犯罪行為を原因として、申込日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費など）を差し引いた額が300万円以下であることである[(19)]。

なお、法テラスによる被害者等に対する支援の概要は以下のとおりである。

・電話及び各地方事務所を通じた支援
・刑事手続への適切な関与
・損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供
・被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相談窓口を案内
・被害者等の支援について理解や経験のある弁護士の紹介等

法テラスは、被害者参加制度が開始されてからは、被害者参加人が法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定請求をするにあたり、先述の

(19) 法テラスHP（https://www.houterasu.or.jp/site/higaishashien/hanzaihigai-seido-6.html#anc-2）2024年6月2日最終アクセス。

通り法テラスと契約している弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知するなどの業務も行う[20]。

6. 犯罪被害者支援に従事した弁護士に関する統計

以下の表は、弁護士白書に掲載されている被害者参加制度実施状況に関する統計である。

年	被害者参加（人） カッコ内数値は裁判員裁判対象事件	弁護士への委託	内、国選弁護士への委託	証人尋問	被告人質問	論告・求刑	情条に関する意見陳述	付添	遮蔽
2009	560(22)	367	131	130	344	288	359	24	50
2010	839(262)	557	272	217	484	428	522	40	115
2011	902（320)	632	275	176	459	454	591	30	104
2012	1,002 (327)	677	324	193	475	479	639	38	95
2013	1,297 (366)	873	410	257	596	605	833	47	147
2014	1,227(317)	951	462	261	587	596	804	93	195
2015	1,377 (417)	1,081	533	269	604	686	938	87	249
2016	1,400 (400)	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
2017	1,380 (333)	1,060	552	196	558	665	1,020	115	276
2018	1,485 (363)	1,184	649	221	605	698	1,074	149	362
2019	1,466 (320)	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
2020	1,377 (302)	1,116	614	205	569	685	987	135	337

出典：弁護士白書2021年版133頁「資料2-2-5-2 被害者参加制度の実施況等」

この表によって制度開始後の推移をみると、被害者参加自体は年1,000件台前半でおおよそ推移しているが、国選を含む弁護士への委託件数は継続的に増加してきていることがわかる。業務分野として被害者参加ないし被害者支援が弁護士業務全体の中で占める割合は依然小さくはあるものの、弁護士による支援の取り組み自体は活発化する傾向にあるといえるかもしれない。では、被害者支援に注力する弁護士たちはどのような人々であるのか、次に、被害者支援に注力する弁護士のインタビュー調査にもとづく実態分析に進むことにしたい。

---

(20)　法務省法務総合研究所編（2022)。

7. 犯罪被害者支援に従事する弁護士の実態分析

被害者支援分野における問題関心は、これまでみたように、情報提供から保護、そして手続参加へとその重心を変遷させてきた。他方、川崎英明が指摘するように、それは同時に防御権の浸食の過程でもあり、刑事手続の理念・原則・訴訟構造との関係で、手続参加という意味での犯罪被害者の保護には限界がある。そこで、政策論的に手続参加を拡張するのではなく、刑事手続外における国家的社会的援助の問題として把握すべきといった指摘も説得力をもつ[(21)]。

また、実証研究で示されている問題として、佐伯昌彦の研究では、被害者による刑事裁判への関与および裁判の場で示される被害者に関する一定の事情といった「被害者要素」が――意見陳述制度や被害者参加制度固有の影響は十分示されていないものの――量刑に影響を与える可能性も指摘されている[(22)]。

以下、こういった問題意識も念頭におきつつ本調査のインタビューデータを整理し、一定の分析を加えていくことにしよう。なお、調査対象10名の弁護士をインタビュー日順に、［被害者1］［被害者2］・・・と示すこととした。［表1］は面接対象弁護士の一覧である。なお、被害者支援を民事分野から独立した分野として回答している弁護士もいることに留意されたい。

(21)　川崎（2021）。
(22)　佐伯（2017）。

表1：被害者支援活動に関する面接対象弁護士の概要

略称	面接年月	修習期	事務所所属弁護士数	事務所内地位
週平均業務時間数	時間に占める民事比率	時間に占める刑事比率	時間に占める被害者支援比率	被害者支援の国選・私選比率
年間売上げ	被害者支援の開始時期	日弁連・所属会の委員会	関係する政府・自治体機関、民間団体	被害者支援の満足度、増減への意向

被害者1	2021年4月	54期	2人	パートナー
40h	80%	20%	20%	国選15％･私選5％
900万	弁護士になった当初から	犯罪被害者支援委員会（所属弁護士会）	警察･検察･被害者支援センター	被害者支援の満足度は言及なし。業務全般はやや満足。 支援業務は増やしたい。

被害者2	2021年4月	61期	8人	パートナー
60h	95%	5%	5%	すべて国選
3200万	弁護士になった当初から	犯罪被害者支援委員会副委員長（所属弁護士会）	ワンストップ支援センター、警察（被害者支援室）、検察、被害者支援センター	被害者支援の満足度は言及ないが業務全般はやや満足。 増減はどちらともいえない。

被害者3	2021年4月30日	65期	4人	弁護士法人使用人弁護士
42h	85%	15%	15%	国選10％･私選5％
880万	弁護士になった当初から	犯罪被害者支援委員会（所属弁護士会）	警察（被害者支援室）、検察、被害者支援センター、ワンストップ支援センター	被害者支援の満足度は言及ないが業務全般はやや満足。 増減はどちらともいえない。

被害者4	2021年5月	60	19人	パートナー
55h	94.5%	5.5%	5%	全て国選
2000万	弁護士になった当初から	犯罪被害者支援委員会(所属弁護士会委員長、日弁)	警察(被害者支援室)、検察、被害者支援センター、ワンストップ支援センター	被害者支援の満足度は言及ないが弁護士業務全般はやや満足。やりがいあるのでどちらかといえば支援業務を増やしたい。

被害者5	2023年5月	50期台	10人	パートナー
40～48h	80%	0%	20%	調査時国選被害者参加1、委託援助4 私選少い
1,100万	弁護士になった当初から	犯罪被害者支援委員会(所属弁護士会)	委員会メンバーとして関連団体と連携はあり	やや満足だが、やり残していることが多い不満

被害者6	2023年7月	50期	3人	パートナー
60h	40～70％	被害者支援以外はほぼ0％	30～60％	国選と委託援助でほぼ100％
1,500万	弁護士になった当初から	犯罪被害者支援委員会(所属弁護士会、委員長経験あり) 所属弁護士会副会長	被害者支援センター、警察(被害者支援室)、検察庁。多機関連携は全国トップレベル	ほぼ満足。やりたいようにできている。

被害者7	2023年5月	55期	4人	パートナー
60h	70%	30%	9％	国選6％:私選3％
2,500万	2002年頃(必要だと認識し委員会に所属)	犯罪被害者支援委員会(日弁、所属弁護士会[委員長経験あり])	警察、検察、被害者支援センター	スケジュールがタイトであることなどから不安感

被害者8	2023年6月	54期	1人	単独
60h	40%	30%	30％	国選と日弁連委託援助がほとんど
1,100万	2015年頃から。犯罪被害者支援委員会に入って。	犯罪被害者支援委員会、刑事弁護委員会（所属弁護士会）	警察、検察、被害者支援センター	やや不満。収益も質も効率を挙げられていない。

被害者9	2023年7月	57期	3人	パートナー
50h	90%	5%	5%	被害者参加（国選）はほぼなく日弁連委託援助がほとんど
1,000～1,500万	弁護士になり、犯罪被害者支援委員会に入って。	犯罪被害者支援委員会（所属弁護士会、委員長経験あり）	警察、検察、被害者支援センター、複数の民間支援団体	どちらかといえば満足

被害者10	2023年7月	63期	7人	アソシエイト
50h	65%	10%	25%	国選10%、日弁連委託援助15%
1,500万	2013年頃、被害者支援に注力するため検察官を退官し弁護士登録	犯罪被害者支援委員会（所属弁護士会、日弁）	警察（被害者支援室）、検察、被害者支援センター、ワンストップ支援センター、VSフォーラム	非常に満足

8. インタビュー調査による弁護士の類型化

ここでは、インタビューデータから得られた知見を示しつつ下記の（1）から（9）の論点ごとに、被害者支援弁護士の類型化を試みることとした。それにより、一面的なイメージでとらえられがちであるように思われる犯罪被害者支援分野で活動する弁護士が、むしろかなりの多様性をもって活動に取り組んでいる実情を知る手がかりを得られるのではないかと考えたからである。

（1）被害者支援活動に携わるようになった動機・経緯

動機・経緯から四類型を想定することができる。インタビューデータを示しながらこの四つの類型について説明しよう。

［被害者支援没入型］

弁護士になった当初から被害者支援を活動の中心に据えるタイプの弁護士を「被害者支援没入型」と呼ぶことにすると、全業務時間中、年によっては60％程度の時間を割いていたという［被害者6］がまず、この類型に属するといえる。

> 受験勉強始めて、光市の母子殺人事件あったじゃないですか。あれの時に○○さんが記者会見で被害者はぜんぜん保護されてないってことおっしゃってるのをニュースで拝見して、やっぱり刑訴にもぜんぜん出てきてないけども被害者っていうのはぜんぜん保護されてないんだなっていうふうに思って、それを見て、だから受験中にそれを見て私は被害者側がやりたいなって思った。それが最初です。

> 自分からやっていったというのが実際のところで。私受かってから「あすの会」の集会自分で調べて行ってみたりとかしていて、修習中の検察修習でいろいろやることがあったんですけど、その中で被害者への対応みたいな一応そういうのがあったので、そこに自分から手を挙げていったってい

うような形で。もともとその「あすの会」も行ったことあるしっていうこともあって。

また、検察官であったが犯罪被害者対応に尽力するため弁護士へ転じた［被害者10］もここに当てはまるといえる。

それは検察官になってからかなと。やっぱりいろんな被害者の方を捜査、あるいは公判担当する中で、対応させていただいていく中で、やっぱり被害者支援というのが非常に重要だなと。心のケアもそうなんですけど、法的なアドバイスっていうのは非常に重要っていうふうには思っていて、検察官の仕事をする中でですね。ただ、検察官としてはそういうところ、被害者に100％いける、支援できるわけではないので。そうすると弁護士の先生の力ってすごいんだなっていうふうには思っていました。

［リーガリスト的被害者支援志向型］

弁護士が携わるべき法分野の一領域としての側面を重視して犯罪被害者支援をとらえる傾向の強い弁護士たちは、［被害者支援没入型］よりもむしろ数が多く、被害者支援分野の弁護士の主流を形成している印象である。弁護士登録と同時にこの分野での活動が必要と感じ、所属単位会の犯罪被害者支援委員会に加入した［被害者7］は、下記のように、法律分野の一部としての必要性を意識して活動を開始したことを語っている。

被害者の支援が必要ということは認識していて、委員会もあるということでのぞきに行ったら勧誘されてそのまま居着いています。

2000年代後半にあった犯罪報道がきっかけで被害者の問題に「人権問題」としての興味・関心を有するようになったものの、その受任のスタンスは「依頼があるので扱う」という［被害者2］は、以下のように語っている。

・・・本来みんながケアをしなければいけない人がどうも今まで日本の司法では置き去りにされてきたのではないかっていう、この問題意識を強く持ってますのでまさにだからここで言えばまず人権問題として興味関心があるとか必要とされている技能について興味関心がある・・・

同じくいわゆる「死刑制度廃止論」で示されている、「応報」でなく「支援」で癒す、という考えに共鳴し、被害者支援に向かうようになった［被害者4］の説明は以下のようなものであった。

法律をやる、法律を勉強しようと思ったきっかけにもつながってくるんですけど。もともとですね、私は死刑制度には懐疑的というか、むしろ反対で、なくなった方がいいと思っている立場の人間で、その死刑の廃止論の中に被害者を支援するという話が出てきます。死刑で癒されるのではなくて、みんなの支援によって癒されるという話なんですけど。そういうこともあってですね、じゃあ「実際、被害者はどうなっているんだろう？」と。「自分に何かできることはあるんだろうか？」という興味もありましたので、それで被害者支援委員会に入ったというのがきっかけです。

彼らに共通するのは、犯罪被害者支援を、それぞれのとらえ方は異なってはいるものの、弁護士が取り組むべき活動分野あるいは法律問題のひとつとしてとらえているという点である。

［個人的経験型］

自らの何らかの被害経験がきっかけあるいは背景となっている場合もある。［被害者9］は、自らの被害経験と2000年代はじめのTV番組が被害者支援に関心をもつきっかけであった。

NHK特集で犯罪被害者の特集をやって、その時おぼえてるのが同僚の女の

子のストーカーが職場に、ガソリンスタンドかなんかにやってきて、教えろとか言って、教えなかった女の人がいるんです。そしたらガソリンかけられて火つけられちゃって、全身やけどになったって人がいるんですけど、結局その人、当時被害者の・・・(中略)・・・経済的に保障がないわけですよね。そのあとものすごく貧窮してっていう話を聞いて、これは世の中でまだ取り残されてる分野だということで、ほんとに気の毒だなと。そういう例がたぶんいっぱいあるということで。それが直接ですかね。・・・(中略)・・・そういうことも直接は、間接的には関係してるんだと思います。

［被害者1］も同様に自らの被害経験が背景にあり、同時に弁護士活動の新規分野としての被害者支援への関心も理由であるとしている。

きっかけはですね、弁護士になって最初に行ったのがこれなんですよ。被害者支援なんですよ。たまたまですよ。たまたま同期の実務修習で一緒だったやつ検事になって検事だから被害者支援できないじゃないですか、立場上。で僕に振ってきて。その頃被害者支援制度って一切ない時代ですから。・・・(中略)・・・その当時結局示談交渉、それは民事になったんですけど、刑事は起訴猶予で終わったのかな、その被疑者は。それで終わったんだけどなんとかそれで納得してもらってそこから興味が出たと。私も被害者になったことありますので、昔ですけど。たまたまですけどね。それがきっかけとしてあるのと、今言った通り 20 年前は何もないんですよ。で、僕が今被害者支援委員会入っているんですけど被害者支援委員会ようやく立ち上がった頃なんで、未知の分野なんで。おそらく今でもですね弁護士会で一番、最も新しい委員会の一つなんですね。それで興味があるということと、あと未だにですけど、ニッチな分野で弁護士でも知らないっていうか関心もないし行ったこともない、やり方もわからないって言う人は多いんですね。・・・(中略)・・・制度もこれからも変わっていくだろうし、同時に今被害者支援っていうことでうちの委員会からもちょっと関与

してますけども刑法改正、強制性交とかですね、法制審議会の方で。この前、強制性交、強姦じゃなくて変わりましたけど、ああいうのでも親告罪じゃなくなったり、そういうのに密接に関連してますので面白い分野じゃないかと思います。

［被害者3］は2010年代初頭の弁護修習で犯罪被害者支援に熱心な弁護士に指導を受けた経験を述べていたが、被害経験以外の個人的経験が決定的なきっかけを与える例として理解することもできよう。

私、東京で修習を受けたんですけども、その時の弁護修習は2ヶ月間1人の弁護士について、いろいろその弁護士の担当している案件、処理を見せてもらったり接見について行ったり、裁判について行ったりというのをするんですね。その時に私の指導担当になった弁護士が犯罪被害者支援よく、多く担当していて、それで被害者の方と実際に話をしたり裁判を見たりという時にこういう仕事もあるんだなというのを知って、これを私もやりたいなと思いました。

［積極的理由不在型］

犯罪被害者支援分野には以上のタイプほどの明確な意思や理由といえるほどのものがなく参入する弁護士も存在する。［被害者5］は、2000年代の司法修習の際の担当弁護士が交通事件を多く扱っていたために自然に被害者と多く接することとなった経験や、所属した法律事務所の先輩弁護士の勧めで所属弁護士会の犯罪被害者支援委員会に加入したことなどから、この分野を多く取り扱うようになった。

弁護修習の担当の先生が保険会社、損保の仕事をしていて、交通事故の被害者の方の代理人とかもやってらしたので被害者の方に接する機会は多くありました。そういう意味でそういった仕事をというふうに思った部分は

あるかもしれないです。
（中略）
どこかに委員会入らなければならないんですけど、新人の時に。ボスに相談をした時に被害者なんかいいんじゃないかなというふうに。
（中略）
なのでちょうど私が入った時に被害者支援の制度ができあがったぐらいで、被害者参加の第1号をこれからやりますみたいなそういう時期でしたので。ちょうど新人ですし新しい分野でやっていくっていう感じではなっていました。

［被害者8］は、2010年代半ばに弁護士登録後、弁護士会内で所属する委員会を選択する際の理由が、「興味をもてそう」だからだったということである。被害者支援へ没入するタイプや、個人的経験がきっかけとなる弁護士たちのような明確な理由・根拠は存在しないようであった。

犯罪被害者支援ということで意識して活動しようとなったのは2つ目の事務所入って、ちょっと委員会にどこか入ろうかなというところで、いくつか委員会ある中で被害者支援が自分に合ってそうだなと。一番興味持てそうだなというのがありましたので、その時かなと思います。

(2) 犯罪被害者支援活動の内容

2023年にインタビュー調査を実施した6名の弁護士は日弁連委託援助制度を利用した被害者支援活動を中心としていた。裁判に参加することをその内容とする被害者参加制度（大半が国選を利用）の件数がその他裁判外の支援活動より多くなるわけではないのは当然である。ただし、［被害者10］のみは、被害者参加制度による刑事裁判の件数が日弁連委託援助制度を利用した支援件数の三分の二に達すると回答しており、被害者参加制度利用の比率が高い。この弁護士が元検察官で、かつ刑事弁護の担い手の確保が課題となりがちな比較的小

規模の単位弁護士会に所属していることと関係している可能性があろう。

他方、2022年以前に調査した弁護士4名では、実は逆に国選の比率が高くなっている。しかし、修習期別でも、また、所属法律事務所の規模や主要顧客の面でもこれらの弁護士たちに他の6名と異なる特段の特徴があるわけではないので、被害者参加のみではなく日弁連委託援助も含めて国選と回答している可能性を排除できないだろう。この点は調査の設計段階における課題として留意しておく必要がある。

(3) 業務全体における犯罪被害者支援活動の比重

(1) で試みた動機・経緯からの類型化ではなく、所属弁護士会の犯罪被害者支援委員会を活動の基盤とするか([委員会活動中心型])、個別の依頼者への支援を中心とするか([被害者支援実務中心型])、という観点からの分類が可能である。なお、下記で%表示している数値は業務時間全体に対して被害者支援に投じられる時間の比率である。

[被害者支援実務中心型]

犯罪被害者支援の実務に業務時間の10％以上を投じていると回答したのは、[被害者6]（30～60％）、[被害者8]（30％）、[被害者10]（25％）、[被害者1]（20％）、[被害者5]（20％）、[被害者3]（10％）の6名であった。被害者支援の実務が法律事務所の収益に貢献しがたい分野であることを踏まえると、10％以上もの時間を投じている弁護士たちは、十分個々の犯罪被害者への支援実務をその専門分野としているといって差し支えないだろう。

[委員会活動中心型]

[被害者7]（9％）、[被害者9]（5％）、[被害者4]（5％）は、所属弁護士会の犯罪被害者支援委員会の委員長経験者であり、これら3名に加えて[被害者2]（5％）の被害者支援への関与も明白に委員会中心であった。

なお、[被害者6]も委員長経験があり、[被害者支援実務中心型]と[委員会活動中心型]の中間に位置づけられる[実務-委員会両立型]としてもよい。

また、[被害者2]、[被害者4]、[被害者7]は、(1) で示した犯罪被害者支援

に携わるようになった動機・経緯による四類型において3名とも［リーガリスト的被害者支援志向型］に分類されており、この類型の弁護士は相対的に他の類型の弁護士より被害者支援実務の比率が低く、反面、犯罪被害者支援委員会の活動により比重を置く傾向にあるといえるだろう。

(4) 被害者支援活動と刑事弁護の関係

次に、調査対象とした弁護士たちが、伝統的刑事弁護分野とどのようにかかわっているか、という視点からの類型化を試みた。伝統的刑事弁護と被害者支援分野のめざすところは時に両立しがたいものであるかのように語られるが、実際には彼らの刑事弁護とのかかわりはどのようなものであろうか。

［刑事弁護離脱型］

伝統的刑事弁護との関係に着目すると、そこには3つの類型が存在することを確認できる。まず、刑事弁護からほぼ離脱している、という弁護士たちである。インタビューでは、［被害者5］、［被害者6］は刑事弁護を全く手掛けていないこと、［被害者1］から［被害者4］までの4名もほぼ同様であることが明らかとなっている。つまり、調査対象とした弁護士の過半（10名中6名）には、刑事弁護から離れていくベクトルがうかがわれるということである。より端的にいえば、これらの弁護士たちにおいては、犯罪被害者支援と刑事弁護実務はトレードオフになる傾向がみられるということでもある。なお、［刑事弁護離脱型］6名中4名は［被害者支援実務中心型］でもあるので、個別依頼者への支援実務を中心にすることは刑事弁護からの離脱をより一層促進する要因とみることができるかもしれない。但し、下記の［刑事–被害者両立型］の弁護士たちの存在は、単純に犯罪被害者支援と伝統的刑事弁護をトレードオフの関係としてみることは適切ではない可能性も同時に示唆している。

［刑事–被害者両立型］

［被害者8］、［被害者9］は被害者支援と刑事弁護の時間比率が拮抗している（両分野とも［被害者8］は30％、［被害者9］は5％）。また、［被害者10］は被

害者支援（25％）の半分弱は刑事弁護（10％）に費やしている。［被害者7］は実務上は被害者支援（9％）よりむしろ刑事弁護（30％）の比率が高く、被害者支援とのかかわりは犯罪被害者支援委員会の活動中心である。［被害者9］も［委員会活動中心型］だが、同様に委員会活動中心の［被害者2］、［被害者4］は刑事弁護は手掛けておらず、委員会活動中心であることと刑事弁護を手がけることとの間に明確な関係性を見出すことは難しい。

刑事弁護を比較的多く手掛ける［被害者7］、［被害者8］、［被害者9］、［被害者10］は、犯罪被害者支援を刑事弁護とトレードオフの関係にたつものとはとらえず、両分野の実務を両立しうるものととらえているということになる。確かに、犯罪被害者支援に取り組む弁護士には刑事弁護から離脱する傾向は存在するが、それは一般化できるほどの明確なものではなく、むしろ犯罪被害者支援弁護士の多様性がここに示唆されているかもしれない。

(5) 犯罪被害者支援と一般民事分野の関係

調査対象のほぼすべての弁護士において、刑事分野や犯罪被害者支援分野が業務の過半を占めるということはなく、大半の時間は民事分野に投じられている。このことは、民事分野によって業務基盤を確立した上で、公益活動にエフォートを投入するという一般的な日本のコーズ・ローヤー[(23)]のあり方と符合している。やや異例なのが［被害者6］で、民事の業務時間比率40％に対して犯罪被害者支援が60％の年もあったと回答していた。このような業務時間配分の下での法律事務所経営が可能となる背景として、［被害者6］の弁護士会の規模が比較的小さく、安定した経営基盤の上に弁護士活動を展開しえている可能性を指摘できる。だとすると、小規模の地方弁護士会に、犯罪被害者支援に相当高い業務時間比率で従事する弁護士が他にも存在しうるのではないか、という推測も十分成り立つだろう。いずれにせよ、国選による被害者参加制度や日

(23) アメリカの弁護士研究において提唱されている概念で、既存の法体制との整合性の枠内で自身の正義・大義の追求として政策形成活動や権利擁護活動等を展開する弁護士たちをさす。

弁連委託援助制度がそれなりに充実した形で存在し、犯罪被害者支援活動を下支えしていることが治療的司法分野との大きな違いである。

(6) 犯罪被害者支援における国選・私選比率と事務所経営への寄与

今回の調査では、刑事裁判への被害者参加が選択される場合、私選での受任ではなく国選となる場合が大半であるとの回答が得られている。裁判外での被害者支援が中心になるという場合、すなわち現行制度では国選の対象から外れる活動が主になるという場合でも、日弁連委託援助制度を活用して付添等の活動が行われることが一般的なようである。

他方、示談交渉や民事訴訟に至る場合も含め、被害者支援が事務所経営にとって意味をもつほどの収入源になっているというケースはほぼ存在しないようであった。国選による被害者参加と日弁連委託援助を除いて被害者支援を支える公的な制度が存在してこなかったことがその一因として挙げられよう。但し、この点に関しては後述のいわゆる犯罪被害者等支援弁護士制度の創設によって状況が変わる可能性がある。

(7) 犯罪被害者支援委員会との関係

今回調査対象となった全員が各単位弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属しており、とりわけ［被害者 4］、［被害者 6］、［被害者 7］、［被害者 9］は委員長、［被害者2］は副委員長を務めているか、あるいは過去に務めた経験を有する。但し、犯罪被害者支援委員会メンバーがすなわち被害者支援の実務に熱心な弁護士とは限らないことには注意を要する。このことは、刑事弁護委員会所属弁護士がほぼ刑事弁護に熱心な弁護士で構成されているといわれていることとは対照的である。背景として、犯罪被害者支援分野の弁護士の層の薄さという事情が反映しているとみることもできよう。なお、［被害者8］のみ刑事弁護委員会に所属していたがそこでの活動は不活発のようであった。

(8) 行政・外部団体との関係

明示的に外部団体との関係について尋ねた2023年の調査対象弁護士は、いずれも各地の被害者支援センターなどの早期援助団体[24]、検察庁、警察の被害者支援室などとの日常的な連携を重視していた。弁護士による被害者支援に実質的な意義を伴わせるためには、それら関係機関とのネットワークを通した連携が自明の前提とみられているようである。また、その他にも、たとえば、SARC東京[25]など、特定の犯罪類型の被害者支援を目的とするNPOとの連携もみられる。

今回調査対象とした弁護士たち、すなわち単位弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属し、被害者支援実務に注力する弁護士たちの大部分はかならずしも、「全国犯罪被害者の会（あすの会）」や「VSフォーラム」[26]などメディアに多く取り上げられ、広く一般に知られた弁護士主導の犯罪被害者支援団体と相互に定常的な交流関係を有しているわけではない[27]。メディアでは、これらの団体こそ犯罪被害者支援のコーズ・ローヤーたちの拠点であるように取り上げられてきたので、「あすの会」や「VSフォーラム」と今回の調査対象弁護士たちの関係が密接とはいえないことはやや意外である。しかしその一方、決して分厚い層を誇るわけではない犯罪被害者支援活動に従事する弁護士も決して一様ではないことがここに示唆されているとみることもできる。すなわち、先の類型化の試みからも明らかなように、まさにこの2団体のような典型的なコーズ・ローヤリングとして没入的に個別ケースでの被害者支援実務や政策形成運動に熱心に取り組む弁護士たちが存在する一方、法律の専門家としての立場を相対的により重視するリーガリスティックな傾向の強い弁護士や、特別な動機なく活動を開始する弁護士たちが存在する、という意味で、一定の多様性を内包し

(24) 犯罪被害等の早期軽減等の被害者支援事業を行う都道府県公安委員会指定の非営利法人。https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2015/html/zenbun/part1/s1_1_1c01.html（警察庁HP、2024年6月17日最終閲覧）。

(25) https://sarc-tokyo.org/

(26) https://vs-forum.jp/（2024年6月17日最終閲覧）。犯罪被害者の権利拡充、政策提言などを目的として結成された弁護士による団体。

(27) ［被害者10］のみが「VSフォーラム」のメンバーである。

た活動分野でもあるということである。

(9) 業務全体への満足度・不安感の犯罪被害者支援への影響

最後に、業務環境が犯罪被害者支援にどのように影響しうるか、一定の視点を得るために、被害者支援業務全体について満足感・不安感を尋ねることとした。

調査対象とした弁護士たちは、通常の業務に加えて自らが社会的意義を認めている犯罪被害者支援を手掛けられていることにおおむね満足感を表明している。他方、単独事務所で業務時間の30％を犯罪被害者支援に投じる［被害者8］が、収入の面の不安を示しているが、犯罪被害者支援から撤退して事務所の売上向上を図るという対処ではなく、全分野の業務を効率化することによる改善を目指す旨の意向を示していた。［被害者7］や［被害者9］からはAIの影響を危惧する発言が聞かれたが、AIの進化が弁護士業務を浸食し、経営面で被害者支援分野などからの撤退を余儀なくされるような近未来が想像されるという趣旨であろう。

また、［被害者1］、［被害者2］は弁護士増と事件数・収入の減少を不安要素として挙げ、［被害者3］は育児・家事負担の状況から担当事件数をより増やす展望をもてず所属事務所のパートナーに昇進することにさほど積極的ではなかった。これらは被害者支援弁護士に限定されない現代の弁護士一般が抱く職業生活への不安・不満ともいえるが、事件数や収入の減少への対応として、収益源とはなりにくい被害者支援活動の縮小が選択される事態は十分想定しておく必要があるだろう。

9. 犯罪被害者支援活動の拡大・強化への課題

以上の分析を踏まえ、犯罪被害者支援の弁護士活動がさらに拡大し、より充実したものとなっていくための条件について、最後に検討したい。

調査対象とした弁護士の中には、［被害者6］のように被害者支援の実務と委員会活動双方に多大なエフォートを投じる弁護士も確かに存在していた。ただ

し、そのようなタイプの弁護士はやはりかなり異色の存在で、比較的安定した業務環境とリーガルサービス市場が前提であるといわざるを得ないだろう。中小規模の地方弁護士会であればそのような環境をある程度期待できるだろうが、［被害者8］のように単独事務所で犯罪被害者支援の比率を高めていくのは事務所経営にとって負担が増す選択であり、それゆえ経営上のリスクも同時に高めるということにもなるという点で、現実的な方策とはいえない。

そのため、犯罪被害者支援の弁護士活動の総量を増加させ、その状態を維持するより現実的な対応として、全業務時間中5～10％程度の時間を犯罪被害者支援の実務に費やすようなタイプの弁護士層を充実化させる方策の検討に進むのが有益ではなかろうか。社会に供給される犯罪被害者支援の総量が不足している現状に一定の改善を加える実践的戦略が必要との認識に立った場合、拡大を見込むのが困難な没入型弁護士の拡大に期待するより、先の類型化でいえば［リーガリスト的被害者支援志向型］や［積極的理由不在型］に属するような弁護士層の拡大にむけた現実的な対策こそもっとも有益なものとなるだろう。

その点、従来日弁連の「犯罪被害者法律援助制度」によって担われていた支援を国費によるものとする動きが注目される。2024年の総合法律支援法改正で、事件直後からの弁護士費用を国費負担とする「犯罪被害者等支援弁護士制度」が創設され、2026年までに運用が開始される見通しとなっている。この制度では、殺人・傷害致死・危険運転致死など「故意の犯罪行為により人を死亡させた罪」の遺族や、不同意性交等罪の被害者等が支援の対象となり、弁護士費用の支払いなどで「生活の維持が困難となる恐れ」がある場合に限って原則費用負担を求めず、法テラスの契約弁護士が、①被害届・告訴状の作成・提出、②加害者側との示談交渉、③損害賠償請求訴訟の代理、④捜査機関・裁判所・行政機関への同行など、一連の対応を一括して担うこととなっている[(28)]。

犯罪被害者支援の弁護士費用が場合によって国費によるものとなることは、

（28）日本経済新聞2021年4月18日。https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA187AF0Y4A410C2000000/（2024年6月17日最終閲覧）。

個々の被害者への支援体制が充実するというだけにとどまらない意味があろう。比較的新しい活動分野である犯罪被害者支援が一部でも国費によってなされることは、この分野がさまざまな弁護士活動のなかでも、これまでよりいっそうのオーセンシティを帯びることを意味しているとみてよい。また、事務所経営に魅力となる報酬を得られるとは想定しがたいが、それでも犯罪被害者支援分野に参入する弁護士が増える可能性に期待することはできる。日弁連委託援助や法律扶助との関係で、支援内容、対象、利用要件、報酬基準等が定まり、運用が開始されれば、この制度が犯罪被害者支援分野のマーケット創出を促すような効果とまではいかなくとも、犯罪被害者支援のコア弁護士層以外に活動のすそ野が広がっていく契機となることを期待できるのではなかろうか。

［参照文献（姓・団体名の50音順）］

川崎英明（2021）「犯罪被害者と刑事手続」川崎・後藤・白取編『刑事司法改革の現段階』153-165頁。
佐伯昌彦（2017）「被害者参加と量刑」指宿編『犯罪被害者と刑事司法』48-64頁。
日本弁護士連合会編著（2021）『弁護士白書 2021年版』132頁。
日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会編（2020）『犯罪被害者支援委員会設置20周年記念シンポジウム報告書』1-2頁。
法務省法務総合研究所編（2022）『令和3年版 犯罪白書』275頁。
宮澤節生（2007）「民主主義国におけるポピュリズム刑事政策の台頭と日本の状況」『法社会学』67号143-155頁。

第2章．治療的司法における弁護活動の現状と課題　橋場　典子

はじめに

本稿は、「治療的司法」に関わった経験を持つ弁護士へのインタビュー調査を通して、「治療的司法」として行われる弁護活動の実態を把握するとともに、治療的司法をめぐる弁護活動の課題を実証的に探究するものである。具体的に

はまず、治療的司法をめぐる弁護活動が現行の報酬算定基準には反映されにくく、制度的基盤の確立上大きな障壁となっていることを明らかにする。加えて、理念の継承の困難性やコストパフォーマンスの観点から、その継続性について課題が内在していることを示す。一方、治療的司法の社会的意義は共通して語られており、関連施策上も治療的司法の方向性は支持されているように思われる。本稿における考察を通して、弁護士有志が自己犠牲を強いられることなく治療的司法に関わる弁護活動を行うことができるような制度設計が求められていることを指摘する。

1. 本稿の射程

本稿は、インタビュー調査を通して治療的司法に関心を抱いた背景や具体的弁護活動内容等を把握し、伝統的刑事弁護活動と「治療的司法」との異同を明らかにするとともに、その現状と課題を考察することを目的とする。以下ではまず、治療的司法をめぐる歴史的・制度的概観を行い、治療的司法が日本で展開されるに至った背景及び経緯を把握する。次に、治療的司法に従事した／している経験を持つ弁護士へのインタビュー調査の分析を基に、各弁護士が「治療的司法」として具体的に行っている弁護活動の実態を把握する。具体的には、全体の弁護活動時間全体に占める治療的司法の割合、治療的司法に関心を持った契機等を一覧表に整理し、治療的司法従事経験を持つ弁護士の類型化を試みる。最後に、上記の分析を踏まえ、治療的司法の現状及び今後の展開に向けた課題を考察する。

2. 治療的司法の特徴と制度的概観

(1) 本稿における治療的司法（therapeutic justice）の捉え方

治療的司法（therapeutic justice）は治療法学（therapeutic jurisprudence）を

基盤に発生した司法観であるとされている[29]。デビッド・ウェクスラーとブルース・ウィニックにより提唱された治療法学は、法に内包されている相反する効果（治療的効果と反治療的効果）を指摘し、人々の well-being を実現するために法システムを捉え直すことを提唱しているとされている[30]。治療的司法について指宿は「司法手続の中での単なる法的解決や紛争解決に留まらずに、紛争や犯罪の原因となった問題の本質的な解決に向けて、必要とされる福祉的支援や医療・その他のサポートを提供する司法観（司法哲学）」であると定義している[31]。一方、治療的司法をめぐっては、治療概念の抽象性やパターナリズム性についての批判もなされている[32]。本稿では、治療的司法観をめぐる研究動向を踏まえつつ、さしあたり治療的司法の定義を指宿のそれに従って考察を行うことにする。

（2）伝統的裁判所と問題解決型裁判所

無罪獲得を目指す従来型の刑事司法観と、被告人の社会的背景事情に大きな関心を寄せ問題の根本的解決と福祉的・医療的支援の必要性を重視する司法観（治療的司法）とでは、その目的や目指している着地点が大きく異なっている。法的解決のみならず犯罪の原因となった問題の本質的解決を目指す司法の在り方は、問題解決型裁判所（Problem Solving Court）として捉えられ、従来型の司法の在り方とは別の枠組みで位置づけられている。すなわち、脱刑罰志向の刑事司法を目指す司法観が治療的司法（Therapeutic Justice）であり、その司法観を支える理論が治療法学（Therapeutic Jurisprudence）であるとされている[33]。

以下、丸山の整理に従い、伝統的裁判所と問題解決型裁判所の対比を示す[34]。

（29）　小林（2004）。
（30）　指宿（2016）。
（31）　指宿信監修・治療的司法研究会編著（2018）、ⅰ頁。
（32）　例えば、指宿（2024）、52頁。
（33）　前掲注5）、326頁。
（34）　丸山（2018）121頁の表を参考に筆者作成。

治療的司法観は問題解決型司法を支える司法観であるとされる一方、従来型の刑事弁護における司法観は伝統的裁判所の機能に類する特徴を持つものであると区分できる。

伝統的裁判所	**問題解決型裁判所**
論争の解決	問題解決のための論争を回避する
法的なアウトカム	治療的なアウトカム
対審構造	協力的構造
クレーム処理または事例が中心	人が中心
権利ベース	関心事またはニーズベース
判決を最重視	判決までの過程と論争の回避が最重視
決定者としての裁判官	コーチとしての裁判官
過去向き（後ろ向き）	未来向き（前向き）
手続中心	計画中心
少数の法廷関係者	広範囲多数の法廷関係者
個別的	相互作用的
形式的	非公式的
効率重視	効果重視

刑罰の目的の一つである特別予防の効果の限界点に着目し、被告人が抱える諸問題（社会的背景、福祉的ニーズ、依存等）に着目しそれらの根本問題を解決することを目指すものとして、アメリカにおいてドラッグ・コート（薬物専門法廷）が導入された。ドラッグ・コートは伝統的刑事司法観である当事者主義ではなく、対象者の抱える問題の根本を解決することにより再犯防止を図ろうとするものである。当事者主義に比べて介入的かつ治療的要素が強い。今日、治療的司法観に基づく問題解決型裁判所は、ドラッグ・コートの他にDVコートやホームレス・コート、少数民族コート等々、様々な形で展開されている。

(3) 日本における治療的司法観注目の背景と各分野における近年の動向

日本において治療的司法観が注目を集めた背景の一つとして、再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）への注目が挙げられよう。犯罪白書にまとめられている「入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数）」によると、再入者率は平成16年から平成28年まで上昇し続けた後、徐々に低下し、直近の令和５年においては前年比1.6ポイント低下の55.0％である（下記グラフ参照[35]）。

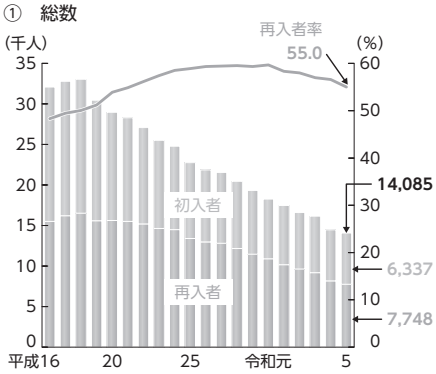

出典：犯罪白書令和6年度版265頁「5-3-1図」

これまでは従来型刑事司法観の制約上、例えばクレプトマニアや知的障碍を持つ場合など従来の特別予防の効果が薄いと想定される場合でも、累犯となれば執行猶予が付かず刑務所に収容されていた。一方、治療的司法観においては、依存症や知的障碍はpunishmentを与えてどうにかなるというものではないとされている。威嚇や刑罰自体の効果があまり望めない状況において従来型刑事司法の限界点が見出され、同時に治療的司法が目指す問題の根本的解決という

(35)　犯罪白書令和6年版（2024）、265頁。

志向性に基づく司法観の有意性が支持されるようになってきた[(36)]。再入者率がここ数年低下傾向にあるとはいえ、20年近く過半数を超え続けている現状への打開策として、今日の日本における治療的司法への注目が位置づけられると言えよう。

(4) 日本における治療的司法観に関する刑事政策の動向

日本における治療的司法観に関する刑事政策の動向としては、特に2000年代に入ってから多くの施策が行われてきた。例えば、再犯防止に焦点を当てた計画として、2012年に内閣府において再犯防止包括計画が策定された。また、検察庁では被疑者段階における司法と福祉の連携実践として、2013年からいわゆる司法の入口支援施策が開始されている。日本における治療的司法観に関する刑事政策の動向としては、内閣府、法務省、検察庁、弁護士業界、NPO法人等、様々な組織により複合的に取組まれているものも少なくない。以下では便宜上、治療的司法観に関する近年の動向として、①法務省によるもの、②検察庁によるもの、③弁護士業界によるもの、の3つに分けて概観する。

①法務省によるもの

治療的司法観に関する法務省関連の施策の契機としては、2003年に開催された犯罪対策閣僚会議が位置づけられる。その後、2016年に犯罪防止促進法（再犯の防止等の推進に関する法律）が施行され、翌2017年に再犯防止推進計画が策定された。再犯防止推進計画は、平成30年度からの5年間において関係府省庁が取組むべき計画として、以下の5つの方針と7つの重点課題を設定した。

［5つの方針］

・「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
・刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施

---

(36) 文脈は少々異なるが、累犯障害者の実態を指摘し従来型刑事司法の限界点を指摘した初期の文献として、長崎新聞社累犯障害者問題取材班著（2012）。

・犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪した者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
・犯罪などの実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
・再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

［7つの重点課題］

・就労・住居の確保等
・保険医療・福祉サービスの利用の促進等
・学校等と連携した修学支援の実施等
・犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
・民間協力者の活動の促進等、広報・刑法活動の促進等
・地方公共団体との連携強化等
・関係機関の人的・物的体制の整備等

犯罪防止推進計画で示されたこれら５つの方針と７つの重点課題は、本稿で焦点を当てる治療的司法にとっても重要な指針を示すものである。とりわけ、「誰一人取り残さない」、「切れ目のない支援」、「社会情勢等に応じた効果的な施策」、「特性に応じた効果的な指導」、そして民間協力者を含めた関係諸機関の人的・物的連携体制の強化という点は、治療的司法観に基づく体制強化に関わる項目であると言えよう。

②検察庁によるもの

検察庁を中心とした治療的司法に関する施策・動向としては、社会復帰調査官の設置と検察庁内における社会福祉士の配置が挙げられる。具体的には2013年に東京検察庁内部に社会復帰支援準備室が立ちあげられ、同４月に社会復帰支援室が設置された。そこに検察官・検察事務官に加えて社会福祉士を社会福祉アドバイザーとして採用し、福祉機関や保護観察所等と連携しながら福祉的支援をはじめとした助言・支援活動を行っている。また、2016年には刑の一部執行猶予制度がスタートした。その制度を利用して薬物乱用防止を目指す離脱

プログラムの実践も展開されている。従来の刑罰目的とは異なった観点によるアプローチがなされていると言えよう。

③弁護士業界によるもの

治療的司法に関する施策・動向のうち弁護士業界主導によるものとしては、司法ソーシャルワークが挙げられる。いわゆる司法の入口・出口支援の一環であり、法務省、検察庁、弁護士業界各々が関わっている取組みである。司法の入口・出口支援とは、被疑者・被告人段階（入口支援）及び出所後（出口支援）の社会復帰を視野に入れ、法的アプローチのみならず福祉的アプローチをも組み込んだ支援体制のことを指す。弁護士や社会福祉士、行政職員等を含めた多職種連携を構築することを通して当事者が抱える困難を複合的にサポートしていく支援である。とりわけ、弁護士が福祉機関や行政機関等の多職種・多機関と連携を構築し、当事者の抱える問題の包括的かつ根本的な解決を目指す実践として司法ソーシャルワークが位置づけられている。濱野（2016）の整理によると、司法ソーシャルワークとは「①高齢者、障碍者、生活困窮者、外国人、DVやストーカー被害者、虐待されている子ども等で、自ら、あるいは自発的に弁護士にアクセスすることが期待できない人々に対して、②福祉・医療関係者ないし関係機関・その他の支援者との連携を、弁護士が強化して、あるいは新たに構築して、③全体として総合的な生活支援を継続的に行っていく手法」であるとされている[(37)]。本稿で焦点を当てる治療的司法の捉え方は、弁護士をはじめとした多職種が関わり、当事者が抱える困難の本質的解決を目指しているという点で、濱野が定義する司法ソーシャルワークの捉え方と類似点が多いと言えよう。

---

(37)　濱野（2016）。

3. 治療的司法従事経験を持つ弁護士の活動実態分析

(1) インタビュー調査概要と聴き取り結果一覧

以下では、本研究会で実施した治療的司法に従事した経験を持つ弁護士へのインタビュー調査（11件10名）の分析を中心に行う。調査の時期・方法の概要は序章で説明してある。主な質問項目は、対象弁護士のフェイスシート（出身大学・法科大学院、修習地、弁護士登録期等）、治療的司法の実態（時間に占める治療的司法比率、治療的司法の国選・私選比率等）、治療的司法への関心を抱いた時期・契機、関係する政府・自治体機関・民間団体等、治療的司法への満足度等である。事前に一般刑事弁護の現状を把握した上で、治療的司法に関する弁護活動について質問をしている。具体的には、事前にA4判2～3枚の質問表を送付し、インタビュー当日にそれらを基に回答をしてもらい、話の流れに応じて追加的質問を行う方法で実施した。

以下では、インタビュー調査に応じてくれた11件10名の弁護士の活動実態を一覧にして概観する。

表2：治療的司法活動に関する面接対象弁護士の概要

略称	面接年月	修習期台・年代	事務所所属弁護士数	事務所内地位
週平均業務時間数	時間に占める民事比率	時間に占める刑事比率	時間に占める治療的司法比率	治療的司法の国選・私選比率
年間売上げ	治療的司法の開始時期	日弁連・所属会の委員会	関係する政府・自治体機関、民間団体	治療的司法の満足度、増減への意向

治療的1	2021年4月	50期台・50代	4～7人	経費共同経営弁護士
60時間	70%	30%	—	6対4
売上：1500～2000万円 所得：500～1000万円	大学時代	研修担当委員会 刑事弁護 シェルター委員会	なし	どちらともいえない

治療的2	2021年5月	新60期台・40代	7～11人	経費共同 経営弁護士
70時間	60%	40%	30%	全て私選
売上: 1500～2000万円 所得: 500～1000万円	司法修習	なし	なし	どちらかと言えば 減らしたい

治療的3	2021年5月	旧60期台・60代	7～11人	経費共同
55時間	0%	100%	100%	2対1
回答拒否	司法試験予備校	刑事弁護委員会 司法と 福祉連携PT 刑事拘禁本部	司法福祉 関連団体	やや満足 増やしたい

治療的4	2021年5月	50期台・40代	4～7人	経費共同 経営弁護士
約70時間	70%	30%	5%	6対4
売上: 1500～2000万円 所得: 500～1000万円	司法修習	刑事弁護委員会	司法福祉 関連団体	どちらとも いえない

治療的5	2021年5月	50期台・40代	2～4人	経費共同 経営弁護士
28時間	80%	20%	—	全て国選
売上: 1000～1500万円 所得: 500万円未満	不明	刑事弁護委員会 取調可視化本部 刑事弁護 フォーラム	司法福祉関連団体	増やしたい

治療的6	2023年4月	新60期台・40代	3～5人	ノキ弁
	0%	100%	100%	すべて国選
売上: 500万円未満 所得: 500万円未満	修習後 先駆者(弁護士) との出会い	所属弁護士会 刑事弁護委員会 TJ部会	関連NPO法人	やや満足 増やす意向は ない

治療的7	2023年5月	新60期台・40代	2～4人	経費共同 経営弁護士
70時間程度	0%	100%	100%	すべて私選
売上: 2500万円以上 所得: 1500～2000万円	先駆者(弁護士、医師)との出会い	なし	関連NPO法人	弁護士会からの理解や補助は必要ベイできる体制の整備が必要

治療的8	2023年6月	40期台・60代	2～4人	経費共同
40時間程度	80%	20%	—	ほぼ国選
ノーコメント	学部の講義 実践機関(病院)との関与	刑事弁護委員会	司法福祉 関連団体	増やすことには消極的

治療的9	2023年6月	旧60期台・40代	5～9人	経費共同
60時間	30%	70%	—	区別せず
売上: 1500～2000万円 所得: 1000～1500万円	修習後	なし	自治体関連部署 関連医療機関	どちらともいえない 啓蒙は必要

治療的10	2023年7月	旧60期台・60代	7～11人	経費共同
50時間程度	0%	100%	100%	1対1
売上: 500～1000万円 所得: 500～1000万円	修習中～修習後	なし	自治体関連部署 関連医療機関	満足度・使命感ともに高い

治療的11	2023年7月	50期台・50代	2～4人	経費共同
50～60時間	80%	20%	—	3対1
売上: 2500万円以上 所得: 1000～1500万円	修習～弁護士初期	刑事委員会 子どもの権利委員会	司法福祉 関連研究会	やや満足 増やそうとは思わない

(2) 治療的司法に関心を抱いた時期・契機

巻末に掲載している面接対象弁護士概要一覧表では「治療的司法の開始時期」となっているが、実際にインタビューを実施したところ「治療的司法の開始時期」を明確に提示できる弁護士はほとんどいなかった。すなわち、明確に治療的司法を開始するという区切りをもって取り組んでいるわけではなく、通常業務の過程で結果として治療的司法観に基づく弁護活動をしていたというのが弁護士の実態に沿っているということが分かった。したがって、本項では巻末の一覧表で「治療的司法の開始時期」となっている小項目を「治療的司法に関心を抱いた時期・契機」に読み替え、インタビューデータを反映させている。

「治療的司法に関わる時期・契機としては、弁護士になる以前の大学時代に関心を抱いたと回答した者が10名中2名（50代1名、60代1名）、司法修習時代が10名中4名（40代2名、50代1名、60代1名）、弁護士になった後にキーパーソンとの出会い等により治療的司法に関わるようになった者が10名中3名（40代3名）。その他・不明が1名（40代）であった。今回のインタビュー調査では、インタビューに応じてくれた弁護士のうち過半数（10名中7名）が司法修習時代から弁護士になった後に治療的司法に関心を抱いたと回答している。刑事政策や犯罪学に関する教科書の多くはまだ治療的司法に関する記述が少ないことも加味して考えると、学部時代における講義・演習等では治療的司法に関するテーマには触れられてこなかった可能性が示唆される。一方で、司法試験合格後の司法修習時代や弁護士初期の段階において治療的司法に関心を抱く傾向は、今回のインタビューデータにおいては40代の弁護士に多く見られた。具体的には、司法修習時代～弁護士初期に関心を抱いたと回答した7名中5名が40代であり、期でいうと新60期台3名、50期台後半2名であった。このことからは、比較的最近（10～15年程）の司法制度改革後に司法修習を経た弁護士達が司法修習や弁護士初期の段階において治療的司法観に触れる機会が多かった可能性を示唆している。

(3) 治療的司法として実施している具体的活動内容

今回のインタビュー調査では、治療的司法への関わり方として、①日弁連・所属弁護士会の関連委員会所属型、②外部の関連団体連携型、に大別できる。①と②の両方に関わりを持つ弁護士もいる。①の場合、関連委員会への関わり方の濃淡（関連委員会で研修講師を担っているのか、所属のみか等）がある。②の場合は、①に比べ各弁護士の関心に特化した形での具体的連携先が多く挙げられていた。対象弁護士の特定を避けるため具体的連携先を挙げることはできないが、医療機関やNPO法人等を具体的連携先として挙げる弁護士が多い傾向が示された。インタビューデータによると、外部関連団体連携型への関りが深い弁護士像（②の場合）は各々のタイミングで従来型の伝統的刑事司法観に違和感を持ち、それとは異なる形での刑事司法観、すなわち治療的司法に関心を抱いたという傾向があることが分かった。

(4) 業務全体における治療的司法の比重及び国選・私選の比率

10名中、業務全体を治療的司法のみで占めている弁護士は3名であった。その内訳は、全て私選型が1名、採算度外視型が2名である。

治療的司法における国選・私選の比率は、国選が多い者が10名中5名、国選のみが10名中2名、私選のみが10名中2名、区別していないが1名であった。国選・私選で分類すると、国選メインが10名中7名、私選メインが10名中2名ということになり、今回のインタビュー調査の場合では、治療的司法に関わる弁護士のうち7割が国選での対応をしていることが示された。従来型刑事弁護活動のうち刑事国選弁護と刑事私選弁護の配分時間割合の分布を分析した先行研究によると、国選弁護も私選弁護も行っていない弁護士が36%、国選弁護のみを行っている弁護士（国選専門型）が32%、私選弁護のみを行っている弁護士（私選専門型）が7.2%、国選・私選両方を行っている弁護士（国選私選双方型）が24.8%であることが指摘されている[(38)]。これらの先行研究と比較すると、今回

(38)　武士俣ほか（2021）。

のインタビュー調査に基づくデータにおいて治療的司法に関わる弁護士の７割が国選での対応をしている点は一つの特徴であると言えよう。インタビューではしばしば、国選報酬の低さや法テラスを経由する事務作業の煩雑さも指摘されていた。治療的司法に関わる弁護士の多くが国選での対応をメインとしているとするならば、治療的司法の制度的基盤を整える第一歩として、治療的司法の弁護活動の実態に即した形での国選報酬算定基準の見直しが求められていると言えるかもしれない。

4. 治療的司法の現状と課題
――費用面・継続性・伝統的刑事弁護との対比を中心に――

以上、治療的司法に関わった経験を持つ弁護士へのインタビュー調査の概要を見てきた。治療的司法への関心を抱いた時期・契機、関わりの強弱、国選・私選の比率、他の関連団体との関わり等、いくつかの類型に分けられることが分かった。

治療的司法への関わり方は弁護士により多様である一方、治療的司法の現在地についての懸念や治療的司法の拡大・強化に対する障壁はインタビュー調査において共通して語られていた。

以下では、インタビュー調査を契機に、治療的司法をめぐる現状と課題について考察する。

(1) 費用面における課題

治療的司法に関わった経験を持つ弁護士達から共通して指摘されていた課題の一つに、費用面についての課題が挙げられる。治療的司法は、いわゆる従来型の無罪獲得を目的とする刑事弁護活動とは異なる目的・手段を持つため、とりわけ国選において現時点においては報酬算定基準外と位置付けられている。聴き取りに協力してくれた弁護士達の場合、治療的司法にかかる費用捻出について、弁護士会予算の一部から捻出した金額（上限5万円）を入口支援に協力してくれた社会福祉士・精神保健福祉士に支払う事例や、出口支援に関しては法

テラスの制度（法テラス出張法律相談料や更生保護施設等への出張相談料）を活用して捻出している事例が語られており、それ以外は「基本的にボランティア」（治療的4）との指摘がなされている。例えば、現行の報酬算定基準が治療的司法を想定していない設計になっている点を批判的に述べる声として、以下のものがある。

> 接見の回数でしかフォローできない。それ以上のことを頑張ったとしても、必要やったらやりますよ、高次脳機能障害の人が来ましたみたいな時があったりして、それを一生懸命繋ごうとして電話しまくったりなんとかしてもそれは接見回数でしかいけないから、忙しすぎて接見行けなかったら必死で活動してあっち聞いてこっち聞いていたとしてもその金額で終わるみたいな。
> ・・・
> お金取りたかったら回数行けみたいな話になりますよね。（治療的3）

治療的司法は、その性質上、接見以外の場面で当事者と関わったり、関係者と連絡を取り合ったりする必要が生じる。一方、現状の制度上ではそれらの活動実態に即した形での報酬算定基準ではないため、結果的に治療的司法を実践する弁護士側に費用面に対する大きな負担がかけられている状況にある。後述する伝統的刑事弁護との関係も含め、治療的司法実践が現状では弁護報酬に直結しにくい制度設計であることの指摘が、治療的司法に関わる複数の弁護士からなされている。

(2) 問題解決型司法・治療的司法への期待

治療的司法に関わる弁護士からは、問題解決型司法である治療的司法に対する期待や、治療的司法が内包する司法観への共感が示された。例えば、再犯・累犯防止を念頭に、問題解決型司法への期待を示すものとして、以下の語りがある。

僕は問題解決を目指す司法の形でありたいなっていう。(中略) 結局、大の大人が刑事裁判とか集まってあれだけのことをやって裁判が終わったらまた同じことを繰り返されるって、大人の仕事としてなんでもないじゃんみたいのがすごいあって。で、本人のプラスにもなってなくて、害だけが発生して何の意味もないんじゃないかって思ったのがやっぱりスタート地点でして。

・・・

同じことを繰り返させないことって言うのにすごい僕は弁護士になった時にこだわりたいと思って。それの延長線上にソーシャルワークがあった、対人援助があった、そういうところが司法ソーシャルワークと言うところになるかなと。(治療的2)

関連して、以下の語りもある。

刑務所入れたって治らないのは分かってるのに、こんなことを平気でしちゃっていいのかなみたいな、それもあったと思いますね。

・・・

結果が良くならないの分かってるのに、こうすることになってるっていうだけで変えないじゃないですか。日本で最高レベルの知能を持ってる人たちが。おかしいと思うんですけどね、あれ。(治療的3)

これらのデータからは、既存の刑事司法（とりわけ再犯・累犯）に対する批判的姿勢を背景とした問題解決型司法への期待が示されている。当事者の社会復帰や根本的な問題解決を目指す点を重視している弁護士としての姿勢に特徴があると言えよう。

(3) 継続・推進への慎重な姿勢

治療的司法に関わった経験がある弁護士とはいえ、必ずしも皆が治療的司法

を積極的に推進していくべきであると捉えているわけではない。例えば、以下の聴き取りデータからは、治療的司法は継続して進めていく必要のある分野であるとは認めつつ、積極的な推進には慎重な立場が示されている。

> 継続してやっていきたい分野でもありますし、やっておく必要のある分野でもありますし、また委員会としての活動を考えても自分も実践としてっていうような関わりを持って行くという意味では別に減らしたいということは全然ないですね。ただこれをどんどん増やしたいかと言われるとそういうわけでもないということなんですけど。難しいとこですね。別に増えちゃ困るということもないですけども積極的にどんどん増やしていきたいかっていうとそういうわけでもなく。(治療的5)

関連して、弁護士業務の現実的側面から治療的司法との関わり方を捉えたものとして、以下の語りがある。

> 業務全体に増やしていかなければいけないという中で、申し訳ないけれども、費用対効果もそんなに大きいものでもありませんから、一般的な事件の方をしっかりやる体勢を整えて途切れずに関わる機会を、こちらから忌避せずにしっかりやっていくっていうそのぐらいの感覚ですね。(治療的1)

これらの聴き取りデータからは、弁護士業務全体から俯瞰した場合の治療的司法の位置づけが示されている。すなわち、弁護士業務としての基盤を確立した上で、費用対効果も考慮しつつ、慎重に関わるという姿勢である。

継続・推進への慎重な姿勢の背景には、費用面の課題、伝統的刑事弁護との関係、経営的判断等、様々な実情があるであろうが、仮に今後治療的司法を精力的に推進していこうとする場合には、推進派、慎重派、さらには否定派も含め、弁護士全体にとって治療的司法を進めることに対する理解が得られるような制度設計が必要不可欠であると言えよう。

(4) 治療的司法の拡充に向けた指摘

治療的司法を比較的積極的に推進していきたいと考えている弁護士からは、継続性構築のための制度設計の指摘がなされている。

> 気持ちとしては国民の役に立つ司法を作るってなった時に、今僕の面であるのはやっぱり問題解決型ということだと思っていて、やっぱりそのために新しい制度も作んなきゃいけないし、その今後新しい制度支えるために若手が食っていける体制も作らなきゃいけないしっていうのはやっぱり今の関心事というか。(治療的2)

ここからは、司法の在り方についての捉え方(「国民の役に立つ司法」という司法観)が治療的司法の根底にあると捉えられている様子が示されており、問題解決型司法の継続性のためには制度設計が不可欠である点が指摘されている。

関連して、費用面の課題の克服だけでは治療的司法の推進には不十分である点を指摘するものとして、以下の語りがある。

> 必ずしも経済的な手当てだけとは思っていないところがあって、例えば国選弁護士報酬を増やしたらみんな素晴らしい活動をすることになるのかと言ったらたぶんそうではなくてですね、やっぱり仕事の価値を共感してもらって共有できるというのと、あとは幅広いバックグラウンドを持っている法律家が増えるっていうことなんだろうと思うんですね。(治療的4)

ここでは、治療的司法の推進にとっては、治療的司法という「仕事の価値」を共感・共有できるかという点が重要であるとの理解が示されている。そこからは、治療的司法を拡充していくためには、弁護スキルやノウハウの継承というよりは、価値や理念の共有を通してなされていくものだという捉え方が示されている。

(5)「司法」と「福祉」の緊張関係

とりわけ刑事分野における司法ソーシャルワークの文脈において、再犯防止を目的とする司法側と、個人のwell-beingを前提におく福祉側との間に生じる緊張関係の指摘がなされているが、今回のインタビューでも同様の懸念が示された。

> ソーシャルワークの理論って問題解決とか再犯防止ではなくてその人らしい生活を支援することになるので、なんか逆に再犯しないことを目的にするとソーシャルワーク、連携してる福祉の立場からは嫌われると言うか、それは原則と違うんではないかって批判がすごい寄せられるところで、僕らも最終的には再犯防止と言うか問題解決を目的とするよりもその人のその人らしい暮らしを支援していったら結果として再犯防止にたまたま繋がったって言うスタンスに変更を要求されているのが今のいわゆる司法ソーシャルワークではないかなとは思っています。
>
> ・・・
>
> 検察庁とか裁判所は結果が欲しいので再犯防止を目的にしてくれないと困るみたいな部分もあって。そこはもうここ司法ソーシャルワークが言われてからずっと緊張関係が続いているところかなと。(治療的2)

治療的司法においても、上記語りで示されているような司法と福祉との緊張関係が存在すると思われる。すなわち、冒頭で示した本稿における治療的司法の定義に書かれているように、治療的司法が「司法手続の中での単なる法的解決や紛争解決に留まらずに、紛争や犯罪の原因となった問題の本質的な解決に向けて、必要とされる福祉的支援や医療・その他のサポートを提供する司法観(司法哲学)」であるという理解に立つならば、やはり「司法」と「福祉」、「医療」との関りが不可欠となってくる。その際、それぞれの分野が重視している大前提には、しばしば齟齬が生じ得ることが予想される。既に司法ソーシャル

ワークの文脈で指摘されている緊張関係の在り方[39]を、今後治療的司法における司法と他分野との緊張関係の緩和に活かしていくことができるのか否か。この点は治療的司法が直面する大きな課題の一つであると言えよう。

5. 弁護士業務としての治療的司法の発展可能性と今後の課題 ―まとめにかえて―

以上、本稿では治療的司法に関わりを持つ弁護士へのインタビュー調査を通して、治療的司法の現状と課題を見てきた。以下では、治療的司法と伝統的刑事弁護との対比、治療的司法の今後の発展可能性と課題を改めて整理し、まとめにかえたい。

(1) 伝統的刑事弁護と治療的司法の相違

インタビューデータから抽出されるように、治療的司法に関わる弁護士が意識的ないし無意識に持っている司法観は、無罪獲得を主眼に置く伝統的刑事弁護における司法観とは異なる点が多いことが実証的に明らかになった。弁護スキルの面でも、伝統的刑事弁護がある程度「スキルの伝達・鍛錬」が可能であるのに対して、治療的司法はスキルの伝達・鍛錬というよりは、その「理念や司法観への共感」を持つことが重要であると捉えられている様子が示された。

加えて、現行の報酬算定基準が伝統的刑事弁護を主とした制度設計になっており、そのことが結果として治療的司法の制度的基盤構築の大きな障壁となっている点の指摘がなされていた。今回のインタビューデータでは、治療的司法に関わる弁護活動の多くが国選弁護の一環で行われていた。治療的司法の安定的発展のためには、費用対効果の面においても経営上の観点においても、弁護報酬をはじめとする制度的基盤の整備が必要不可欠となっていると言えよう。

---

(39) 例えば、司法と福祉の連携に内在する相克について指摘した文献として、刑事立法研究会編（2018）。

(2) 今後の発展可能性と課題

今回のインタビュー調査では、一部の例外的事例を除き、治療的司法への従事だけで法律事務所経営を成立させ得る収入を得るのは困難である様子が示された。治療的司法はしばしば困難事例であることも多く、各弁護士が持つ司法観や費用対効果の面から敬遠される場合もある。一方、治療的司法のうち特定の症例に特化し私選のみを扱うことで一つのビジネスモデルを構築している弁護士もいた。再犯・累犯の背景に焦点を当てたアプローチや、超高齢社会に特化したアプローチ等、社会的要請の高まりをうまく踏まえることが治療的司法の発展には必要であると言えよう。

一方、治療的司法の普及に対する課題としては、やはり現行の治療的司法の組織的・制度的基盤の脆弱性が挙げられる。とりわけ、今回のインタビューデータからは治療的司法に関わる場合の国選割合が7割となっていたが、このような国選弁護を中心とした治療的司法の場合には、治療的司法の実態を反映できるような報酬算定基準の見直しが求められるであろう。他方、治療的司法の具体的弁護活動は定型化しにくいという現実もあり、どのような算定基準が実態を反映し得る制度設計といえるかは別途検討する必要がある。今回のインタビューデータからは、治療的司法という司法観の共有・共感が治療的司法の継続性にも影響を与えるという点も示唆されていた。この点を踏まえると、学部やロースクール段階において治療的司法という司法観に触れる機会を増やすことも、中・長期的には治療的司法の発展のために有効であると言えそうである。

［参照文献（姓・団体名の50音順）］

指宿信（2016）「治療と司法―世界に広がる治療的司法論とその実践」犯罪社会学研究41号、114-119頁。

指宿信監修・治療的司法研究会編著（2018）『治療的司法の実践―更生を見据えた刑事弁護のために』第一法規。

指宿信（2024）「治療的司法」法律時報2024年3月号『特集刑事司法と「アウトサイダー」』、日本評論社、51-55頁。

刑事立法研究会編・土井政和・正木祐史・水藤昌彦・森久智江責任編集（2018）『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人文社。
小林寿一（2004）「治療的法学の発展と刑事司法への応用」犯罪社会学研究 29 号、128–132 頁。
長崎新聞社累犯障害者問題取材班著（2012）『居場所を探して―累犯障害者たち―』長崎新聞社。
武士俣敦・上石圭一・久保山力也・宮澤節生（2021）「裁判員裁判時代の刑事分野弁護士活動の高度化・多様化と我が国弁護士界の社会構造― 2020 年全国弁護士ウェブ調査第1報―」福岡大学法学論叢65巻4号、895–968頁。
濱野亮（2016）「司法ソーシャルワークによる総合的支援」立教法学第 93 号、155–194頁。
法務総合研究所（2023）『犯罪白書令和5年度版』。
丸山泰弘（2018）「治療的司法という新しい流れ」須藤明・岡本吉生・村尾泰弘・丸山泰弘編著『刑事裁判における人間行動科学の寄与―情状鑑定と判決前調査』日本評論社、118–129頁。

終章．今後の研究課題

宮澤　節生

本稿では、「熱心弁護」との連続性という点では対照的な位置に存在すると思われる「犯罪被害者支援」と「治療的支援」について、その発展維持を支える基盤の共通性が明らかになったと思われる。すなわち、刑事分野比率が業務時間の100%で、そのすべてが私選という［治療的7］を除いて、財政的基盤の中心が国費および日本弁護士連合会の財政支援にあるということである。その背景としては、「犯罪被害者支援」と「治療的司法」が国の政策においてより大きな承認を獲得してきたということが明らかであるし、さらにその背景としては、それぞれの問題意識を共有する弁護士たちや関連専門職たちが、国、自治体、日本弁護士連合会などの政策形成過程に働きかけ続けてきたということも明らかである。

したがって、「犯罪被害者支援」にしても「治療的司法」にしても、今後の安定的な維持・発展のためには、引き続き国費・公費の財政負担を引き上げていくことを求めざるをえないであろう。しかし、国費・公費によるサポートには、何らかの行動の回数を基準とするような、報酬の決定・支給過程における一定の定型化が不可避であるように思われるので、報酬単価のよほどの引き上げがない限り、依頼者と事案・状況の必要性に応じて多様な活動を柔軟・広範に行わざるをえない「犯罪被害者支援」や「治療的司法」のコストを十分にカヴァーすることは困難であろう。

そうであるとすれば、法テラスに一定の予算が支給され、そのスタッフ弁護士が法テラス業務として「犯罪被害者支援」や「治療的司法」に該当する活動を行うという方策が考えられるであろう。しかし、法テラスが「犯罪被害者支援」の分野で行っている業務の中心は契約弁護士への紹介であり（日本司法支援センター2023：120)、「司法ソーシャルワーク」では民事的問題が関心の中心であって（日本司法支援センター2023：106)、犯罪にかかわる「治療的司法」、とくに捜査段階の「入口支援」に連なるような活動は、まだ視野の外にあるように思われる。現時点での法テラスの努力は貴重であるが、法テラスが「犯罪被害者支援」や「治療的司法」の最大の担い手になることは、少なくとも近未来には期待できないであろう。

そうであるとすると、近未来に「犯罪被害者支援」や「治療的司法」に取り組む意欲をもった若手弁護士を増加させるためには、法学部・法科大学院・司法修習などの段階において問題意識を獲得する機会を拡大する（第２章末尾を参照）とともに、「犯罪被害者支援」や「治療的司法」への関与が事務所経営を著しく困難にすることがない程度の国費・公費負担の引き上げを図る（第１章末尾を参照）ことは、最低限必要であると言えよう。しかし、わずか10件あるいは11件の事例には現れてこない活動形態や発想も存在しうることは疑いがない。実証を踏まえた実践的提言を行うには、さらに調査を行う必要があることは明らかである。

［参照文献］

日本司法支援センター（2023）『法テラス白書　令和5年度版』。